

大熊町における歴史公文書の取り扱い方針（案）について

【当町の基本的な方針】（総務課）

- ★ 永年文書は総務課にて公文書（現用文書）としての管理を続ける。なお、一部議員より永年文書についても紙としての文書は廃棄し、データでのみ保管してはどうかという提案が出ており、その旨について総務課で検討したい。
- ★ 東日本大震災にかかる公文書には、永年と規定されたもののほかにも町にとって重要な記録が含まれる可能性があるため、保存年限が切れた文書のうち特に東日本大震災に係るものについて町史上の重要性が認められるものは、非現用文書として現在検討中の社会教育複合施設に移管する。
- ★ 上記非現用文書の文書管理規定上の取り扱いについては今後検討を進める。

【震災関連文書の現状と今後の動き】（総務課・教育総務課）

- ★ 平成 22 年度文書は旧役場庁舎内、23 年度以降作成文書は大野小学校体育館にて仮保管中である。旧庁舎の解体が決定しており、大野小学校体育館に文書の移管を検討しているが、保管スペースに限りがあり、すべては入りきらないことから、これまで全文書保管を検討していた平成 22 年度文書も含めた大規模な文書廃棄が必要となる。
- ★ 重複する内容なども多くあることから総務課にて整理業務を委託し、総務課及び教育総務課で選別に着手する。実際の文書を確認しながら選別方針を固める。
- ★ 移管文書を確定した後は、その他の文書は廃棄を進める。
- ★ 文書管理規定での取り扱い（総務課）及び移管後の社会教育複合施設での取り扱い（教育総務課）を並行して検討、決定する。